

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)
地域名 (地域内農業集落名)	湯田区 (湯之元・湯田中・湯田上・湯田下・西湯田原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	49.06 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	45.23 ha
② 田の面積	41.10 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.96 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	8.01 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.04 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	9.28 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.05 ha
(備考) ※ 担い手における区域内の経営面積は特定できないため、全体の経営面積で記載する。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地域を取り巻く現状は、過疎化や少子・高齢化の進行により、集落の維持機能や組織体制をはじめ、地域の活力の低下、農村環境、地域福祉対策など様々な問題の発生が懸念されています。

・農業後継者や担い手の不足により、農業生産力の低下や農地の荒廃などによる農村環境の悪化が進んできています。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域で支える農村景観の維持と農業後継者の育成を基本的な方針として、湯田区農業を考える会の開催や中山間地域等直接支払制度等に基づいた各種の取組みについての理解を深めながら、関係機関一体となった支援を行う。また、担い手農家等の周知や情報共有に努めるとともに、新規就農者の確保やUターンの推進など、様々な取組みを推進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業を活用する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	21.14	%	将来の目標とする集積率
			70.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
協議の場(農業を考える会)において、農地中間管理事業を活用した集団化(集約化)に取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用して集積・集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地所有者は、原則として農地を農地バンクへ貸し付ける。 ・農業を離農・リタイアする場合は、原則として農地中間管理事業を活用して担い手へ農地を集積する。
(3)基盤整備事業への取組
各種補助事業を活用して、農道や水路の土地改良施設等における基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・農用地利用改善団体の結成を図る。 ・農作業を組織的に請け負う受託グループの組織化を検討する。 ・受託できる農家等(認定農業者や受託グループ)の周知。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策について地域単位で効果的に取り組む。
⑧加工グループの活動状況などを踏まえ、加工施設の整備を検討する。
⑨耕作放棄地の解消。
⑨受託できる農家等(認定農業者や受託グループ)の周知。農作業受委託単価の統一。
⑨加工品の販売方法として農産物直売所の有効活用を図る。
⑨農産物加工グループの育成を図る。
⑨園芸グループ等の組織を立ち上げ、語り合えるサロンの取組を行う。
⑨団塊世代などの定年者の活用と生きがい対策の推進。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		たばこ 水稻 そば WCS	1.8 2.0 3.0 2.0 ha	ha	たばこ 水稻 そば WCS	1.8 3.0 3.0 2.0 ha	ha	A1	
利用者		水稻 里芋 その他野菜	4.03 0.15 0.2 ha	ha	水稻 里芋 その他野菜	6.0 0.3 0.24 ha	ha	A2	
認農		いちご	0.20 ha	ha	いちご	0.20 ha	ha	A3	
利用者		かぼちゃ さといも その他	0.6 0.2 0.2 ha	ha	かぼちゃ さといも その他	0.6 0.2 0.2 ha	ha	A4	
利用者		米 かぼちゃ ジャンボインゲン 白ネギ	0.13 0.6 0.1 0.06 ha	ha	米 かぼちゃ ジャンボインゲン 白ネギ ゴボウ	0.13 0.8 0.1 0.06 0.5 ha	ha	A5	
利用者		水稻 さつまいも さといも	2.0 0.5 0.5 ha	ha	水稻 さつまいも さといも	2.6 0.5 0.5 ha	ha	A6	

利用者		水稲 人参 深ねぎ キャベツ らっきょう	5.0 0.2 0.2 ha 0.15 0.15	ha	水稲 人参 深ねぎ キャベツ らっきょう	8.0 0.5 0.3 ha 0.6 0.5	ha	A7	
認農		生産牛34 飼料作物(畑) 飼料作物(田)	5.0 ha 3.0	ha	生産牛41 飼料作物(畑) 飼料作物(田)	5.5 ha 3.0	ha	A8	
利用者		水稲	0.35 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha	A9	
利用者		露地野菜 水稲	0.5 ha 0.35	ha	露地野菜 水稲	0.5 ha 0.35	ha	A10	
利用者		水稲(受託)	1.8 ha	ha	水稲(受託)	2.0 ha	ha	A11	
認農		いちご	0.25 ha	ha	いちご	0.28 ha	ha	A12	
認農		トマト	0.28 ha	ha	トマト	0.28 ha	ha	A13	
利用者		水稲 たけのこ	0.6 ha 0.6	ha	水稲 たけのこ	0.6 ha 0.6	ha	A14	
認農		水稲	6.0 ha	ha	水稲	6.0 ha	ha	A15	
認就		ブロイラー 52,000 × 5.2	ha	ha	ブロイラー 52,000 × 5.2	ha	ha	A16	
認農		茶 水稲	6.85 ha 0.65	ha	茶 水稲	6.85 ha 0.65	ha	A17	
認農		茶(荒茶)	3.8 ha	ha	茶(荒茶)	3.8 ha	ha	A18	
認農		茶	12.0 ha	ha	茶	13.0 ha	ha	A19	
計	0経営体		65.00 ha	0 ha		75.04 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

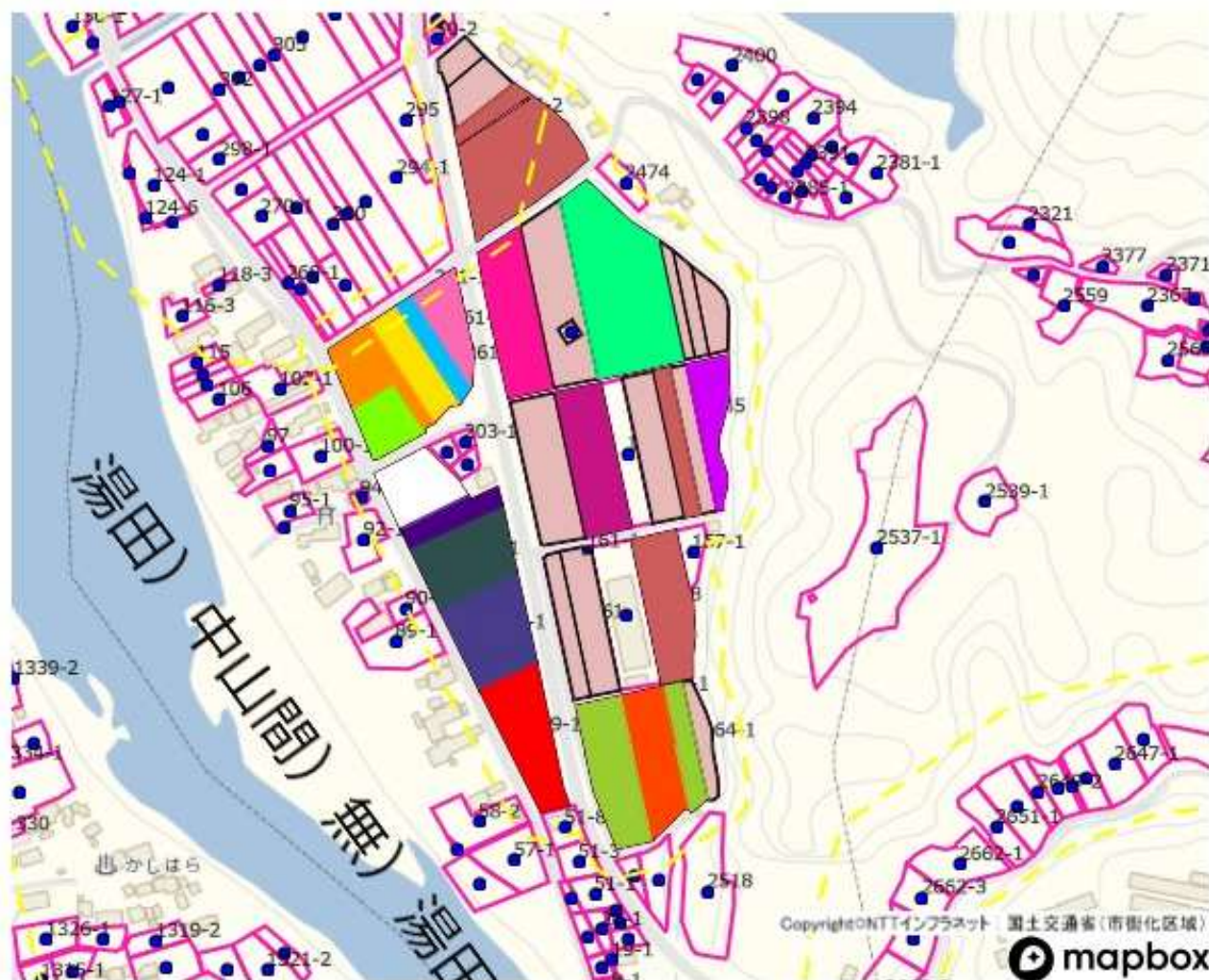
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

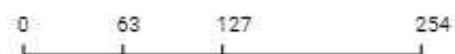
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



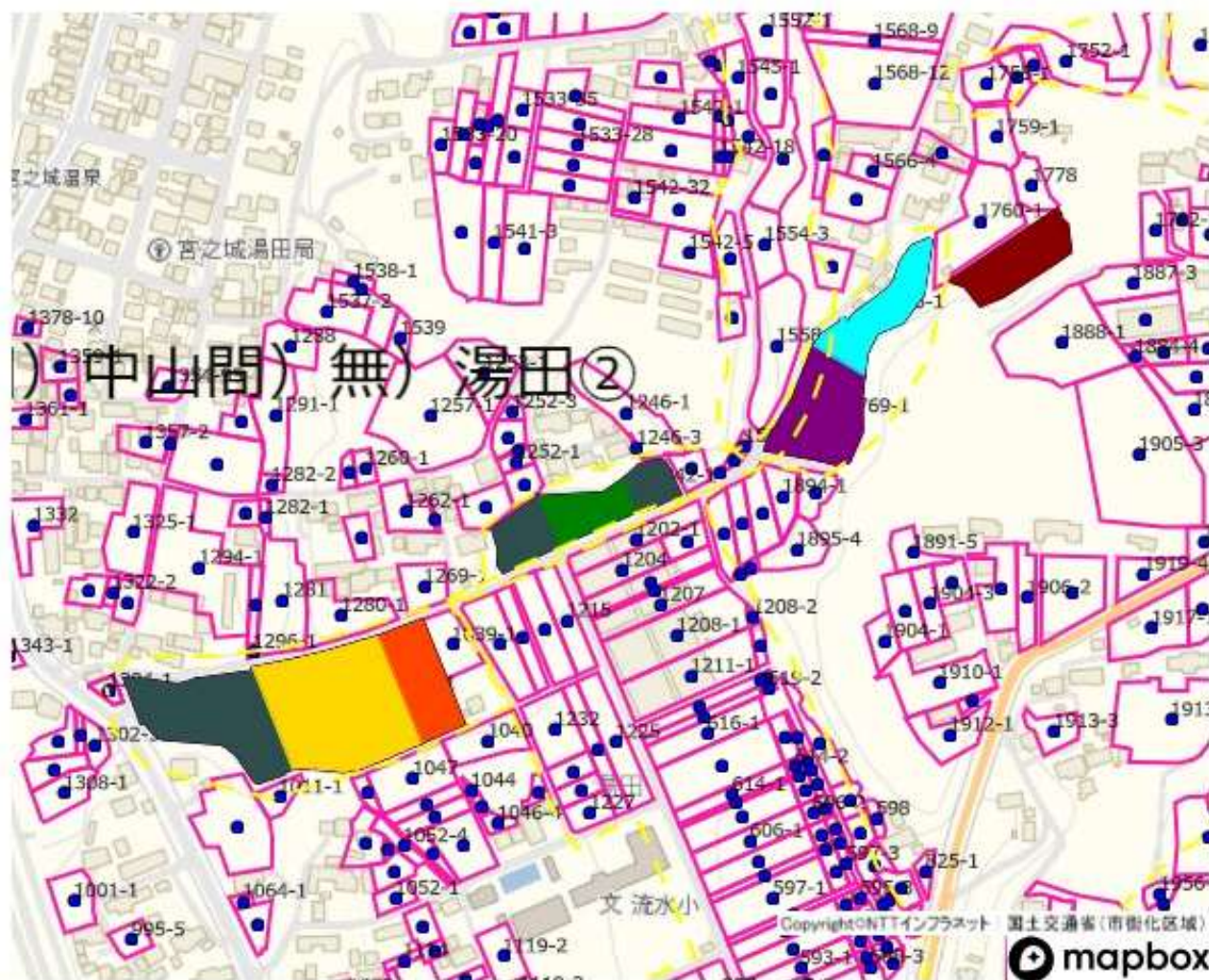
1:4541



湯田区

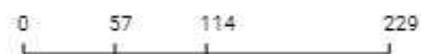
1

	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	A1
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17



	A10
	1
	A7
	2
	3
	A1
	A6

1:4444



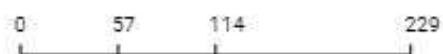


湯田区

3

■	1
■	2
■	3
■	4
■	5
■	6
■	7
■	8
■	9

1:4166

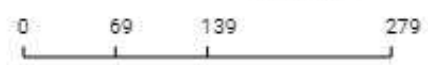




湯田区	4
-----	---

	A10
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7

1:5402



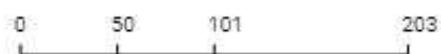


湯田区

5

1	1
2	2
3	3
A2	A2
A1	A1
4	4
5	5

1:3728





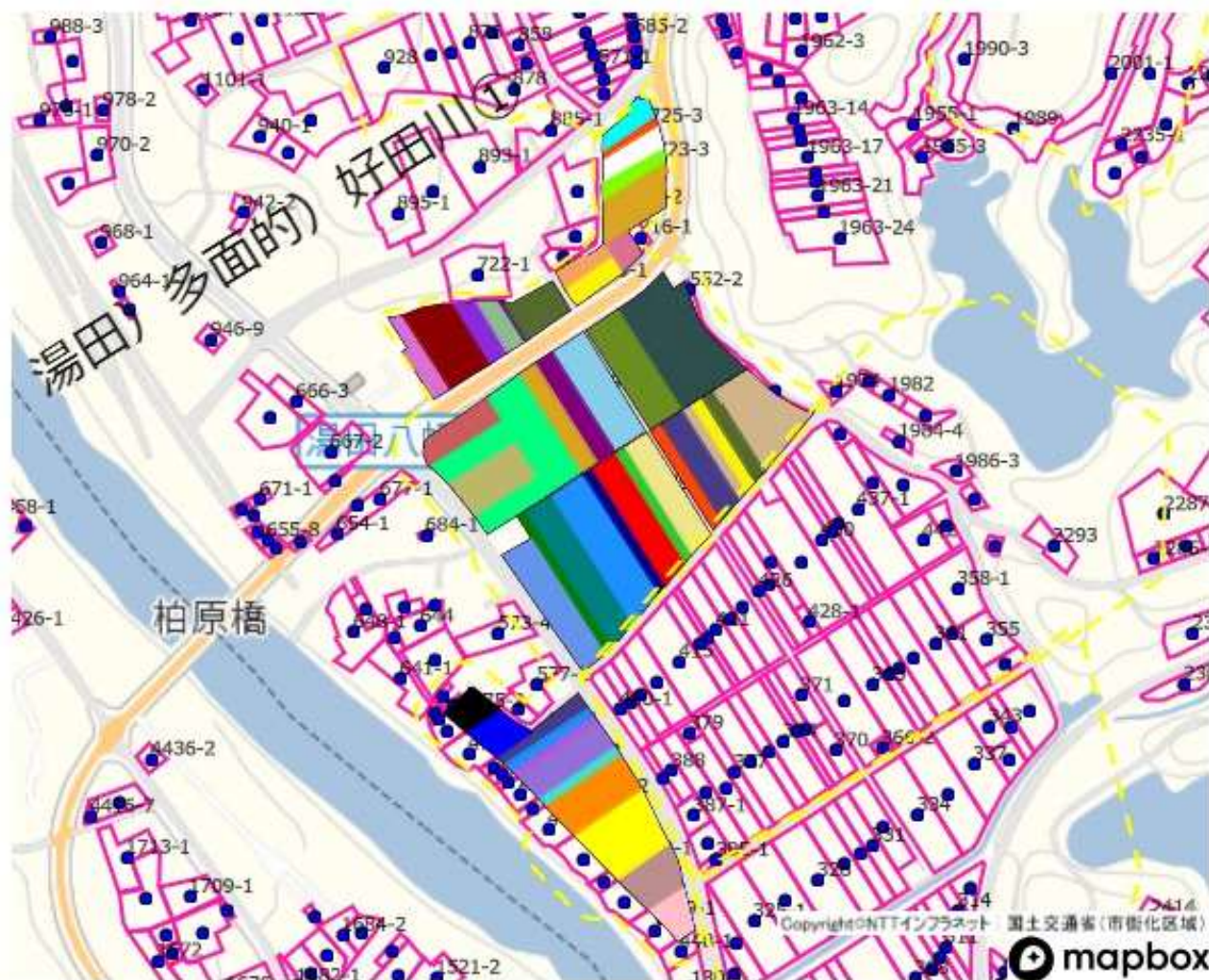
1:4570



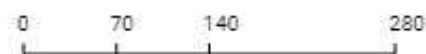
湯田区

6

	A15
	1
	2
	A1
	3
	4
	5



1:5345



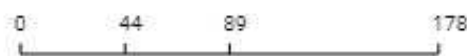
湯田区

8

1	19
A15	20
2	A2
3	21
4	22
5	23
6	24
7	A1
8	25
9	26
A10	27
10	28
11	A11
12	A3
13	29
14	30
15	A6
16	31
17	32
18	33



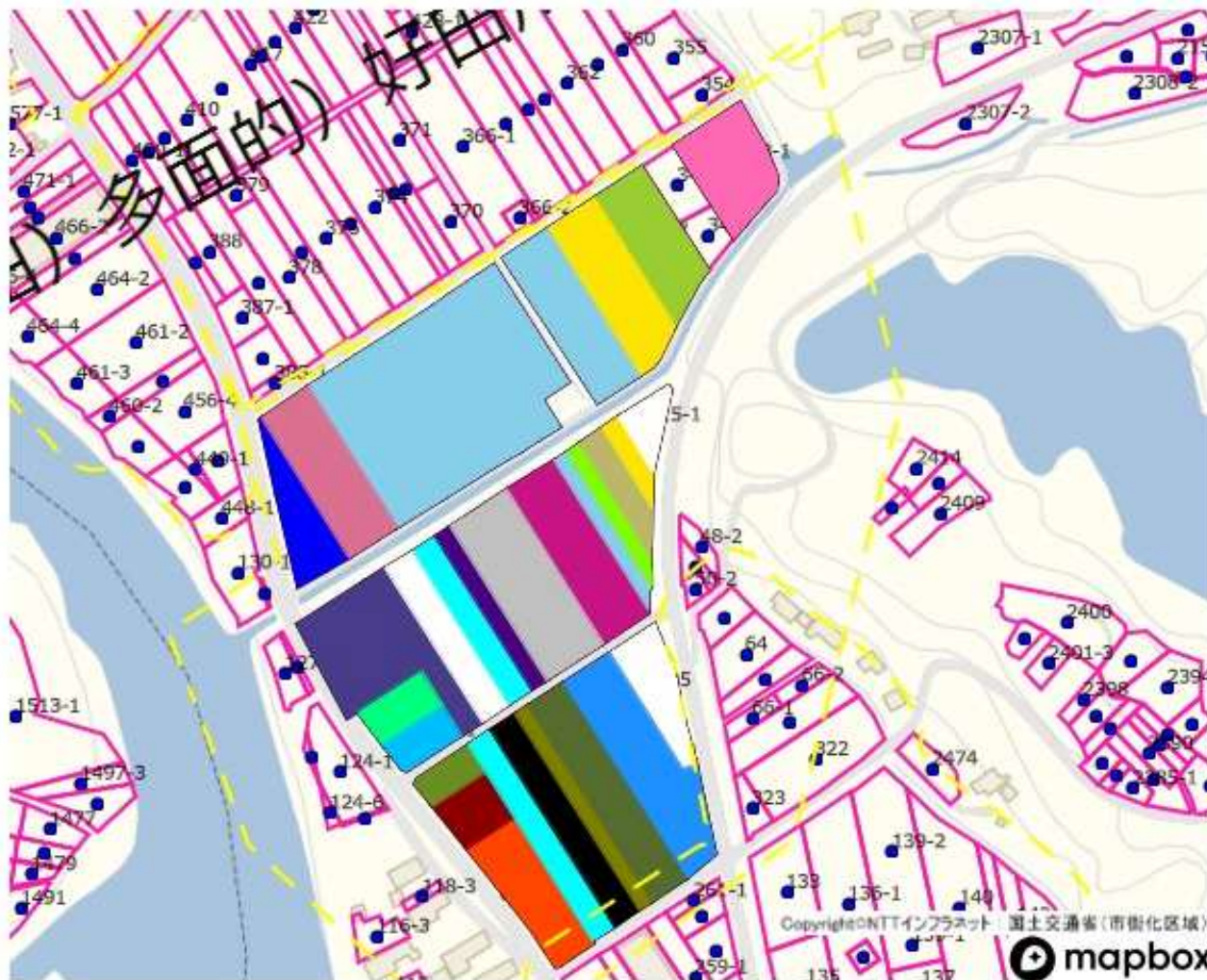
1:3024



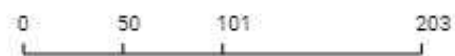
湯田区

9

	A12		A2
	1		19
	2		20
	3		21
	4		A3
	5		22
	6		23
	7		24
	8		A13
	9		25
	10		26
	11		27
	12		28
	13		29
	14		30
	15		
	16		
	17		
	18		
	A7		



1:3630



湯田区

10

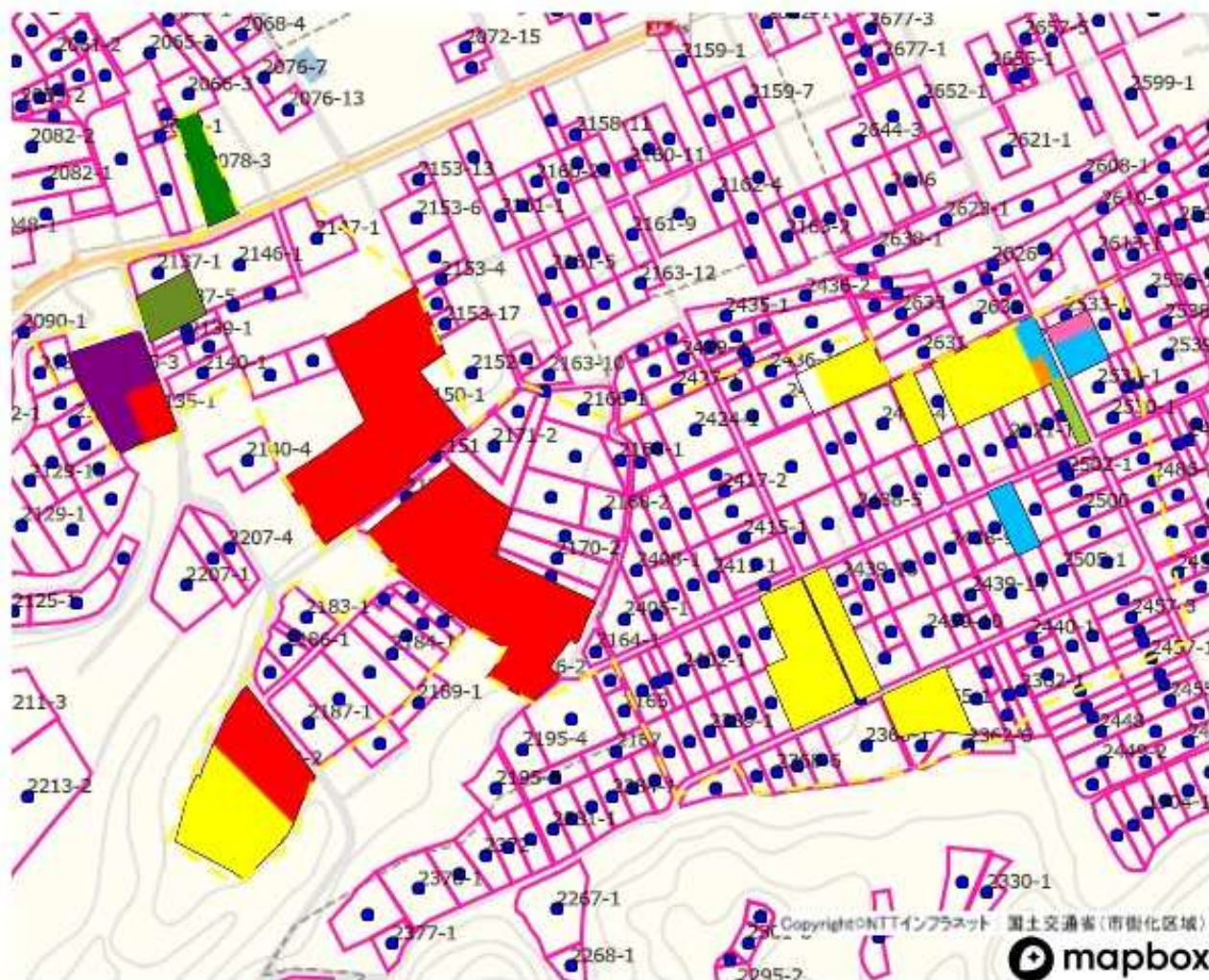
1	16
2	A6
3	17
4	
A7	
A2	
5	
6	
7	
8	
A4	
A1	
9	
10	
11	
A3	
12	
13	
14	
15	



湯田区

11

	A15		18
	1		19
	2		20
	3		A6
	4		21
	5		22
	6		23
	7		24
	8		
	9		
	A2		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	A1		
	15		
	16		
	17		



湯田区

12

	A17
	1
	A18
	2
	3
	A19
	4
	5
	6
	7